

# 「給与応援Super/Lite」平成19年社会保険改正対応版 概要(Ver.H18.2)

「給与応援Super/Lite Ver.H18.2」で対応予定の内容についてご案内致します。

## 1. データの利用について

### データ移行保証バージョン・・・Ver.H18.1\*以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。

<上記以外のバージョンをお使いの場合>

バージョンアップの際にデータが正常に変換できない可能性があります。変換ができない場合はデータを新たに  
入れ直してお使いいただくことになります。変換後のデータをよくお確かめいただきご利用ください。

#### 概要のバージョンの表記について

「Ver.H18.2」のように小数点以下2桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ]-[バージョン情報]で確認できます。

## 2. 法改正の内容とシステムの対応について

システムに關係する法改正の内容と、システムの対応予定は次のとおりです。

### 健康保険：標準報酬月額の上限下限の範囲拡大

医療制度改革法が制定され、平成19年4月分健康保険料から月額計算方法が以下のとおり変更されます。  
なお、厚生年金は改正がないため従来の等級のままとなります。

健康保険	改正前	改正後
標準報酬月額（上限）	98万円	121万円
標準報酬月額（下限）	9.8万円	5.8万円

システムでは、次の対応を予定しています。

#### (1)従業員データの一括変更

会社選択画面で以下の処理月を選択するとメッセージを表示し、すべての従業員の等級を変更します。  
また、追加された上限/下限に該当する従業員の健康保険標準報酬月額・等級・保険料、介護保険料を再計算します。

- ・給与月：処理月「5月」（社会保険の徴収が「当月分（特別）」または支給日の特別処理が「翌月日付（特別）」の場合は処理月「4月」）

#### (2)標準報酬月額保険料額表の切替え

平成19年度の会社データについては以下の処理月・支払日に応じてシステム内部の健康保険の料額表を新料額表に切替えます。

- ・給与月：処理月「5月」以降（社会保険の徴収が「当月分（特別）」または支給日の特別処理が「翌月日付（特別）」の場合は処理月「4月」以降）
- ・賞与月/予備月：支払日が6月1日以降

#### (3)月額変更届

新しい健康保険の料額表に応じた、月額変更届の最上限・最下限での該当者判定に対応します。

#### (4)様式変更

標準報酬月額が最大7桁（千円単位で4桁）になるため、画面および印刷で帳票の様式変更を行います。

対象帳票：月額変更届/算定基礎届

被保険者資格取得届/被扶養者異動届/被保険者資格喪失届(給与応援 Superのみ)

### 注意

#### (1)システム導入前に4月給与を支給する場合（社会保険の徴収「当月分（特別）」のみ）

社会保険の徴収を「当月分（特別）」と設定しているデータで、Ver.H18.20へのバージョンアップ前に4月の給与が支給される場合は、4月給与計算前に、新しい料額表で追加された上限または下限に該当する従業員の健康保険料を上書きで変更する必要があります。

従業員/一覧入力で「社保」欄を表示します。

報酬月額が93,000円未満または1,005,000円以上の従業員については新料額表の標準報酬月額に応じて健康保険料・介護保険料を算出し、上書きで修正します。

なお、社会保険事務所から標準報酬の改定通知が届いている場合は、記載内容にしたがって、健康保険料・介護保険料を書き替えます。

4月分の給与計算を行います。

（介護保険の設定は介護保険対象となる場合のみ）

## (2)退職時の給与計算について

末日締切・当月末日支払・社会保険の徴収が「前月分（通常）」の設定で4月末日に従業員が退職した場合、2ヶ月分の健康保険料を徴収し、3月分は旧料額表、4月分は新料額表で計算する必要がありますが、システムではこのケースに対応しません(2ヶ月とも旧料額表で健康保険料を算出します)。退職する従業員が新しい料額表で追加された上限または下限に該当する場合は、再計算モードで健康保険料を上書きしてください。

退職者の4月分の給与計算を行います。

従業員情報で報酬月額を確認します。

退職者の報酬月額が93,000円未満または1,005,000円以上の場合は、新料額表の標準報酬月額に応じて健康保険料・介護保険料を手計算で算出します。

給与明細を再計算モードで開き、健康保険、(内)介護保険を書き替えます。

健康保険 = 従業員情報の健康保健料 + 介護保健料 + 計算した健康保健料 + 介護保健料

(内)介護保険 = 従業員情報の介護保健料 + 計算した介護保健料

(介護保険の計算は介護保険対象となる場合のみ)

## 健康保険：標準賞与額の上限の変更

平成19年4月分以降、健康保険料の計算の基になる標準賞与額の上限が以下のとおり変更されます。なお、厚生年金は改正がないため従来どおり、1回あたり150万円が標準賞与額の上限となります。

健康保険	改正前	改正後
標準賞与額（上限）	1回あたり200万円	年間540万円

賞与を受けた月において、賞与支給額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定します。ただし、その月に受けた賞与によりその年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）における標準賞与額の累計額が540万円を超える場合には、当該累計額が540万円となるその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は0とします。

システムでは、次の対応を予定しています。

### (1)標準賞与額計算の変更

賞与の健康保険料計算時、標準賞与額の累計額を別途集計（4月1日から翌年3月31日まで）し、540万円を上限とした標準賞与額で、健康保険料・介護保険料を計算します。

### (2)従業員情報の項目追加

従業員情報に「前年賞与」の項目を追加します。平成19年度以降の会社データで更新処理を実行すると、4～12月に支給された賞与標準額を集計し、翌年度の会社データに登録します。

### (3)帳票変更

「前年賞与」の項目が追加されたことに伴い、従業員情報一覧表の印刷様式を変更します。

## 注意

### システム導入前に4月賞与を支給する場合

Ver.H18.20バージョンアップ前に4月の賞与を支給し、かつ標準賞与額が200万円を超える場合は健康保険料を正しく計算できません。賞与計算後に再計算モードで健康保険料を修正する必要があります。

総支給額から1,000円未満を切り捨てて、標準賞与額とします。なお、金額が540万円を超える場合は、540万円を標準賞与額とします。

賞与明細を再計算モードで開き、健康保険、(内)介護保険を書き替えます。

健康保険 = 標準賞与額 × 健康保健料率（賞与） + 標準賞与額 × 介護保険料率

(内)介護保険 = 標準賞与額 × 介護保険料率

(介護保険の計算は介護保険対象となる場合のみ)

## 住民税特別徴収税額の登録方法の変更

平成19年度の地方税法の改正により、個人の住民税の特別徴収税額に、確定申告した際の配当割・株式等譲渡所得割額の控除不足額が充当されることとなりました。

従来、住民税の「特別徴収税額通知書」については、「6月分」「7月分以降」という徴収税額を記載するものでしたが、上記の場合、12か月分の徴収税額を記載した様式に変更されます。

なお、市区町村によっては従来どおりの様式のまま通知される場合もあります。

システムでは、次の対応を予定しています。

### (1)住民税の設定方法

従業員 / 個別入力、従業員 / 一覧入力、住民税の登録画面に住民税の設定方法として「通常」と「月別」の選択を可能とします。

#### 【通常】の場合

「月別」の追加に伴い、従来の入力方法を次のとおり変更します。

変更前	変更後
税額 (1~5月)	税額 (6月)
税額 (6月)	税額 (7~5月)
税額 (7~12月)	

バージョンアップの際、「税額 (1~5月)」に設定されている金額を税額 (7~5月) にセットします。

#### 【月別】の場合

<月別税額>を押すと、「月別税額の設定」画面が表示され、6月~5月までの月ごとの住民税の設定が可能となります。

「月別税額の設定」画面で<前行コピー>を押すと、前行の金額をコピーできます。

月	税額
6月	
7月	0
8月	0
9月	0
10月	0
11月	0
12月	0
1月	0
2月	0
3月	0
4月	0
5月	0
合計	0

### (2)年度更新

年度更新時「税額 (7~12月)」に設定されていた内容を翌期データの「税額 (1~5月)」に設定していた処理をやめ、「税額 (6月)」と「税額 (7~5月)」に設定された内容をそのまま年度更新するよう対応します。

### (3)給与計算チェックリストについて

住民税の設定が月別に行われることに伴い、給与明細 / 個別入力または給与明細 / 一覧入力画面で<チェック(F10)>を押すと表示されるチェックリストから住民税チェックを削除します。

### (4)帳票変更

住民税の設定方法が追加されたことに伴い、従業員情報一覧表、住民税の登録の印刷様式を変更します。

### 注意

#### 過年度 (平成 18 年度) データを参照する場合

Ver.H18.20へバージョンアップ後に過年度 (平成 18 年度) データを参照すると、住民税の設定が正しく行われません。バージョンアップ後に過年度データで給与データを参照する際は給与明細を開かず、賃金台帳等で金額を参照するようにしてください。

**(労)概算・確定保険料申告書の資料：アスベスト救済法の一般拠出金対応**

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、平成 19 年 4 月 1 日から事業主は一般拠出金を徴収されることになりました。この一般拠出金は労働保険の確定保険料と併せて徴収され、労働保険 概算・確定保険料申告書の様式も変更されます。一般拠出率は、業種を問わず、「1000 分の 0.05」です。

システムでは、次の対応を予定しています。

帳票タイトルを「(労)概算・確定保険料等申告書の資料」に変更し、確定保険料額欄に一般拠出金の算出部分を追加した様式・入力画面に変更します。

**雇用保険料率の改正**

平成 19 年 4 月 1 日より雇用保険料率が改正となります。

( )内は従業員負担分

雇用保険料率	改正前	改正後
一般の事業	1000 分の 19.5 (1000 分の 8)	1000 分の 15.0 (1000 分の 6)

システムでは、次の対応を予定しています。

19 年度のサンプル株式会社と標準データの雇用保険料率の初期設定を一般事業の改正後の料率に変更します。

お客様データについても、19 年 4 月以降料率変更が必要となりますが、変更方法については、3 月下旬にあらためてご案内する予定です。

**Ver.H18.2 の電子申告対応について**

給与応援 Super Ver.H18.20用の電子申告更新プログラム ( Ver.H18.20e1 ) は、今回のプログラムには含まれません。

プログラムのダウンロード提供については2007年4月上旬を予定しております。

なお、すでに給与応援 Super 電子申告更新プログラム ( Ver.H18.10e1 ) をご利用のお客様は、給与応援 SuperをVer.H18.20にバージョンアップすることで、Ver.H18.20e1として、そのまま電子申告が可能となります。

**3 . 動作環境**

使用環境	スタンドアロン	ネットワーク版	
		クライアント	サーバ
OS	Windows®Vista/XP/2000(*1)	Windows2000Server Windows Server2003™ (*2)	
メモリ	Windows Vista™ : 512MB ( 1GB 以上推奨 ) Windows® 2000 Professional : 64 MB 以上 ( 128 MB 以上を推奨 ) Windows® XP / Windows® 2000 Server : 128 MB 以上 ( 256 MB 以上を推奨 ) Windows® Server™ 2003 : 256 MB 以上 ( 512 MB 以上を推奨 )		
CPU	Windows Vista™ : 800MHz 以上 ( 1GHz 以上を推奨 ) Windows® 2000 : Pentium 以上 ( 400 MHz 以上を推奨 ) Windows® XP : Pentium 400MHz 以上 ( Pentium 500 MHz 以上を推奨 ) Windows Server 2003™ : 550 MHz 以上 ( 1 GHz 以上を推奨 )		
ディスプレイ	1024 × 768 ( 小さいフォント ) を推奨 ( Windows XP の場合は「標準のフォント」 ) 表示色 : High Color ( 16 ビット ) 以上推奨		
HDD	86MB 以上	60MB 以上	32MB 以上
プリンタ	上記対応 OS で使用可能なレーザープリンタ・インクジェットプリンタ 複写能力 5 枚以上で 136 桁の印刷ができるドットプリンタ ( EPSON 製 VP シリーズ )		

- 1 Windows®95、Windows98、Windows Me、Windows NT4.0は動作対象外です。
- 2 Windows Server 2003™ は、ネットワーク版のサーバとしてのみ使用可能です。その際、ネットワーク基本パックも、Windows Server 2003™ に対応している Ver2.2をご使用頂く必要があります。

## 動作環境における変更点

### 1. Windows Vistaへの対応

Ver.H18.10では、一部制限付きでWindows Vistaに対応していましたが、Ver.H18.20では以下の制限事項について対応します。

#### (1)ヘルプ表示について

ヘルプを使用するにはMicrosoft社よりヘルプを表示させるためのアップデートプログラムを入手して更新する必要がありましたが、こちらの制限をなくします。

#### (2)画面表示について

一部ボタンの文字が欠ける画面がありましたが、正しく表示されるよう対応します。

(解像度が800×600の場合のみ、一部の画面でヘルプボタンの一部が欠けます。こちらについては制限事項となります。)

#### (3)郵便番号辞書のフリガナ表示について

郵便番号から住所を検索する際、フリガナについては自動設定されません。Ver.H18.20においても制限事項となります。

### 2. Windows 98、Windows Me、Windows NT4.0での動作保証の終了

Windows 98、Windows Me、Windows NT4.0につきましては既にMicrosoftのサポートが終了しているため、今後、これらOS上での使用を動作保証外とさせていただきます。

## 4. プロダクトIDについて(給与応援Superスタンドアロン版)

プログラムのセットアップ(インストール)時にプロダクトIDを入力していただきます。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

### ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアロン版)を複数本使用される場合、2本目以降のライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)を割安価格でご用意しています。

ライセンス商品はこんなときに最適です。

企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合

本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合

会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合

学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。